第五百十七条第一項中「二千七百三十五人」を「二千七百八十五人」に改める。
第五百十八条第一項中「千六百五十三人」を「千六百六十九人」に改める。
第五百二十五条第八号中「行う調査」を「行う外国の租税の賦課に関する調査及び文書の送達」に改め、同条第九号中「行う調査」を「行う外国の租税の賦課に関する調査」に改める。
第五百三十条第六号及び第七号中「行う調査」を「行う外国の租税の賦課に関する調査」に改める。
第五百三十一条中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。
十四　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の徴収に関すること（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）。
第五百三十五条中「引継ぎに係る滞納処分等の事務及び保険料等に係る滞納処分等の」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。
一　引継ぎに係る滞納処分等の事務
二　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の徴収に関する事務のうち、調査に関する事務及び外国の租税に関する滞納処分等の事務
三　保険料等に係る滞納処分等の事務
第五百三十八条第二項中「及び第五号」を「、第六号及び第七号」に改める。
第五百四十条第一項中「五十九人」を「六十三人」に、「七人」を「八人」に改め、同条第三項中「及び第十五号」を「、第十四号及び第十六号」に改める。
第五百四十二条第二項中「引継ぎに係る滞納処分等の事務及び保険料等に係る滞納処分等の事務並びに第五百三十一条第十二号及び第十三号」を「次」に改め、同項に次の各号を加える。
一　引継ぎに係る滞納処分等の事務
二　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の徴収に関する事務のうち、調査に関する事務及び外国の租税に関する滞納処分等の事務
三　保険料等に係る滞納処分等の事務
四　第五百三十一条第十二号及び第十三号に掲げる事務
第五百四十七条第五項中「百二十一人」を「百二十人」に、「三百三十一人」を「三百三十七人」に、「千四百六人」を「千四百三十一人」に改める。
第五百五十条中「第八号及び第九号」を「第八号から第十号まで」に改める。
第五百五十二条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。
八　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の徴収に関すること。
第五百五十三条第六号中「調査」を「外国の租税の賦課に関する調査及び文書の送達」に改める。
第五百五十五条第一項中「八千百八十三人」を「八千百八十八人」に改める。
第五百五十六条第一項中「一万九千三百九十六人」を「一万九千三百三十五人」に改める。
別表第三成田の項中「及び成田南部航空貨物出張所」を削り、同表羽田の項中「東京国際空港」を「羽田旭町、羽田空港」に改める。
別表第四東京税関成田南部航空貨物出張所の項及び名古屋税関中出張所の項を削り、同表博多税関支署福岡外郵出張所の項中「博多税関支署福岡外郵出張所」を「門司税関福岡外郵出張所」に改める。
別表第九仙台中の項中「平成二丁目」の下に「、町前一丁目」を、「南目館」の下に「、宮内一丁目」を加え、同表堺の項中「北区（堺市）」を「北区（堺市）　美原区」に改め、同表富田林の項中「美原区　富田林市」を「富田林市」に改め、同表岡山東の項中「、泉田二丁目六番・七番二十六号・七番三十二号」を削る。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　別表第九の改正規定　平成二十五年七月二日

二　第四百五条の二、第四百十条、第四百十二条、第四百二十八条、第四百三十九条、第四百六十七条、第四百七十七条の二、第四百八十五条、第四百八十六条、第四百八十七条、第四百九十七条第一項、第四百九十八条第一項、第四百九十九条、第五百条、第五百条の二、第五百三条、第五百四条、第五百七条、第五百八条、第五百九条、第五百十三条、第五百十四条、第五百十八条、第五百十七条、第五百十八条、第五百四十条第一項、第五百四十七条、第五百五十五条及び第五百五十六条の改正規定並びに次項の規定（「除く」を「除き、外国の租税の賦課に関するものに限る」に改める部分を除く。）　平成二十五年七月十日

2　調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令（昭和二十四年大蔵省令第四十九号）の一部を次のように改正する。
第一項中「国際調査課、調査開発課」を「国際調査課、国際情報課、調査開発課」に、「資料情報課、査察開発課」を「査察広域課、資料情報課、査察開発課」に改め、同項第六号中「除く」を「除き、外国の租税の賦課に関するものに限る」に改める。

○財務省令第四十七号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）及び租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百六十九号）の一部の施行に伴い、並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年七月一日　　財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。
第二十三条の八第三十三項中「納税猶予等」を「納税猶予及び免除等」に改める。
第二十三条の八の四の見出し中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、同条第七項第五号中「第四十条の七の四第十一項第一号ロ」を「第四十条の七の四第十二項第一号ロ」に改め、同条第九項中「第四十条の七の四第十一項第一号」を「第四十条の七の四第十二項第一号」に、「同条第十一項第二号」を「同条第十二項第二号」に改め、同条第十項中「第四十条の七の四第十一項第一号」を「第四十条の七の四第十二項第一号ロ」に改め、同条第十一項中「第四十条の七の四第十一項第一号ロ」を「第四十条の七の四第十二項第一号ロ」に改め、同条第十二項中「第四十条の七の四第十一項第二号」を「第四十条の七の四第十二項第二号」に改め、同項第一号中「第四十条の七の四第十一項第一号」を「第四十条の七の四第十二項第一号」に改め、同条第十三項中「第四十条の七の四第十一項第二号」を「第四十条の七の四第十二項第二号」に改め、同条第十四項中「第四十条の七の四第十一項第八号」を「第四十条の七の四第十二項第八号」に改め、同条第二十一項中「第四十条の七の四第十六項第五号」を「第四十条の七の四第十七項第五号」に改め、同条第二十二項及び第二十三項中「第四十条の七の四第十八項」を「第四十条の七の四第十九項」に改める。
第二十三条の九の見出し中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、同条第一項中「次に掲げる書類」を「次の各号に掲げる法第七十条の七第二項第一号に規定する認定贈与承継会社（以下この条において「認定贈与承継会社」という。）の区分に応じ当該各号に定める書類」に改め、同項各号を次のように改める。
一　株券不発行会社（施行令第四十条の八第三項に規定する株券不発行会社をいう。）である認定贈与承継会社　次に掲げる書類
イ　法第七十条の七第二項第三号に規定する経営承継受贈者（以下この条において「経営承継受贈者」という。）が法第七十条の七第一項に規定する特例受贈非上場株式等（以下この条において「特例受贈非上場株式等」という。）である株式に質権の設定をすることについて承諾した旨を記載した書類（当該経営承継受贈者が自署し、自己の印を押しているものに限る。）
ロ　イの経営承継受贈者の印に係る印鑑証明書
ハ　当該認定贈与承継会社が交付した会社法第百四十九条第一項の書面（当該認定贈与承継会社の代表権を有する者が自署し、自己の印を押しているものに限る。）及び当該認定贈与承継会社の代表権を有する者の印に係る印鑑証明書